

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 1 0 月

茅ヶ崎市立北陽中学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 法律上のいじめの定義

いじめは、法第2条第1項において、「児童等に対して、いじめを受けた児童等が在籍する学校に在籍している等いじめを受けた児童等と一定の人的関係にあるにある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。

法律上のいじめの態様は多種多様であり、暴力や暴言は勿論、些細な悪口、嫌がらせなども含まれます。

また、個々の行為が「法律上のいじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、その行為をされた生徒の立場に立つことが必要です。「法律上のいじめ」は、「いじめの芽」も含む広い概念であるため、法律上のいじめにあたるか否かを判断するに当たっては、いわゆる社会通念上のいじめの概念に引きずられ、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈しないよう努めます。

(2) 本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。された生徒が、少しでも痛い、嫌だ、辛い、悲しいなど感じたら法律上のいじめです。「遊びのつもりで」「ふざけて」は、相手を傷つけてよい理由には決してなりません。

本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティづくりに努めます。

(3) いじめの禁止

本校生徒は、いじめを行ってはいけません。

(4) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、最優先課題として適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組み

- 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行います。
- 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- 生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかかわる時間を多くするように努めます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- 在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ・教育相談に向けてのアンケート 年2回（6月、11月）
 - ・いじめについてのアンケート 年2回（6月、11月）
 - ・個別面談、教育相談を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査 年5回（6月、7月、10月、11月、12月）
- 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行います。
 - ・スクールカウンセラー、心の教育相談員の活用
 - ・いじめ相談窓口の設置
- 生徒の少しの変化も見逃さずに、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかかわる時間を多くするように努めます。

(3) いじめの早期解決のための取組み

- いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- いじめ、またはその疑いがある行為を見た場合、すぐにその行為をやめさせます。また、その場でできる範囲での個別の聞き取り、指導等の対応を行い、その後、3（2）のいじめ対応チームに対応経過・結果を報告し、対応に不備がないか確認を得た後、対応を引き継ぎます。
- いじめに係る相談を受けた場合は、相談を受けた教員ひとりで対応を始めるのではなく、必ず3（2）のいじめ対応チームとして対応にあたります。
- いじめを認知した場合、まずは当事者双方から個別に聞き取りを行い、事実関係と背景・経緯を確認します。また、それと並行して、被害を訴える生徒・保護者に対する支援と、再発防止のための環境調整（見守りの目を増やす、授業や班活動で相手の生徒と接触する機会を減らす等）を行います。
- いじめをした生徒には、自身の気持ちや思いを、いじめを受けた生徒が傷つく形で伝えたり発散したりすることは許されないということを指導するとともに、その動機・背景を丁寧に確認し、自身の気持ちや思いを、相手や周囲が傷つかない形で伝えたり、発散したりする方法を教職員が共に考え、より適切な方法を身に付けさせます。

- いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- はやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- いじめの当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

3 いじめ対策等検討会議の設置

(1) いじめ対策等検討会議

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策等検討会議」を設置し、年間2回程度開催します。

ア 構成員

校長、教頭、生徒指導担当、教育相談コーディネーター、学年主任、養護教諭

イ 活動内容

- いじめ防止等の取組内容の検討・実行・検証・修正
- いじめ基本方針・年間計画の作成・実行・検証・修正

(2) いじめ対応チーム

個別のいじめ事案の対応を組織的に行うため、「いじめ対応チーム」を設置し、いじめ事案を認知した際には、事案毎にチームを発足し、対応にあたります。

ア 構成員

当該学年職員

- ※ 学年のみでは対応が困難な場合は、管理職に相談し、適宜構成員を拡充します。
- ※ 事案内容により構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するように努めます。

イ 活動内容

- いじめに関する相談・通報への対応
- いじめの判断と情報収集
- いじめ事案への対応検討・決定（指導・支援・再発防止）
- いじめ事案の報告

4 いじめ重大事態への対処

(1) いじめ重大事態の具体

①いじめにより生徒が、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
主な例：

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

②いじめにより、生徒が、相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合

(2) いじめ重大事態調査委員会

いじめ重大事態が発生した場合、管理職が市教育委員会に一報を入れ、指示を仰ぎます。学校主体調査となった場合は、「いじめ重大事態調査委員会」を発足させ対応します。

ア 構成員

校長、教頭、生徒指導担当、学年主任

※ 事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する専門家、及び当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者を加えるよう努めます。

イ 活動内容

○発生した重大事態のいじめ事案に関する調査

○調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報提供・説明

○茅ヶ崎市教育委員会への調査結果の報告

○いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を調査結果に添付

※国の基本方針及びガイドライン等により適正に対応します。

いじめ調査フロー

